

平成10年版 郵政省建築設備工事標準仕様書対応表

チーリングユニット	MCA-P190C	BAL-P190C
	MCA-P250C	BAL-P250C
	MCA-P375C	BAL-P375C
	MCA-P500C	BAL-P500C
	MCA-P630D	BAL-P630D
	MCA-P750D	BAL-P750D

ヒートポンプユニット	CAH-P190C
	CAH-P250C
	CAH-P375C
	CAH-P500C
	CAH-P630D
	CAH-P750D

三菱電機株式会社冷熱システム製作所

WYN57-868

平成10年版 郵政省仕様書の対応表

16.2.3.1 チーリングユニット 16.2.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット

書様標準事工設備建築省郵政平成10年版

平成10年版 郵政省建築設備工事標準仕様書				標準品仕様	対応内容	備考
16. 2. 3. 1 チリング ユニット	16. 2. 3. 2 空気熱源ヒート ポンプユニット	(ア) 本節は、圧縮機用電動機の合計出力11kWを超えるチリングユニットに適用する。 なお、5.5kW以上11kW以下のものは制御盤のみ適用し、その他は、製造者の標準仕様とする。 (イ) チリングユニットは、「高圧ガス保安法」及び「冷凍保安規則」並びに「冷凍保安規則関係基準」の定めるところによる。	(ア) 適用 11kWを超える製品 MCA-P500C・P630D・P750D BAL-P500C・P630D・P750D 5.5kW以上11kW以下の製品 MCA-P190C・P250C・P375C BAL-F190C・P250C・P375C	(ア) 適用 MCA-P500C・P630D・P750D BAL-F500C・P630D・P750D 次の製品は制御盤のみ適用 MCA-P190C・P250C・P375C BAL-F190C・P250C・P375C	(ア) 適用 MCA-P500C・P630D・P750D BAL-F500C・P630D・P750D 次の製品は制御盤のみ適用 MCA-P190C・P250C・P375C BAL-F190C・P250C・P375C	
(1) 一般事項				(1) 法規に基づいている (ア) 適用 11kWを超える製品 CAH-P500C・P630D・P750D 5.5kW以上11kW以下の製品 CAH-P190C・P250C・P375C (1) 法規に基づいている (ア) 標準のまま	(1) 標準のまま (ア) 適用 CAH-P500C・P630D・P750D 次の製品は制御盤のみ適用 CAH-P190C・P250C・P375C (1) 標準のまま	
(1) 一般事項		(ア) 本節は、圧縮機用電動機の合計出力11kWを超える空気熱源ヒートポンプユニットに適用する。 なお、5.5kW以上11kW以下のものは制御盤のみ適用し、その他は、製造者の標準仕様とする。 (イ) 空気熱源ヒートポンプユニットは、「高圧ガス保安法」及び「冷凍保安規則」並びに「冷凍保安規則関係基準」の定めるところによる。	(ア) 本節は、圧縮機用電動機の合計出力11kWを超える空気熱源ヒートポンプユニットに適用する。 なお、5.5kW以上11kW以下のものは制御盤のみ適用し、その他は、製造者の標準仕様とする。 (イ) 空気熱源ヒートポンプユニットは、「高圧ガス保安法」及び「冷凍保安規則」並びに「冷凍保安規則関係基準」の定めるところによる。	(ア) 本節は、圧縮機用電動機の合計出力11kWを超える空気熱源ヒートポンプユニットに適用する。 なお、5.5kW以上11kW以下のものは制御盤のみ適用し、その他は、製造者の標準仕様とする。 (イ) 空気熱源ヒートポンプユニットは、「高圧ガス保安法」及び「冷凍保安規則」並びに「冷凍保安規則関係基準」の定めるところによる。	(ア) 標準のまま * 同左	(ア) 標準のまま * 同左
(2) 構成		往復動圧縮機又はスクリュー圧縮機若しくはスクロール圧縮機、電動機、動力伝達装置、凝縮器、冷却器、安全装置、制御盤及び付属品からなるものとする。	往復動圧縮機又はスクリュー圧縮機若しくはスクロール圧縮機、電動機、動力伝達装置、凝縮器、冷却器、安全装置、制御盤及び付属品からなるものとする。	* 同左	* 同左	
(2) 構成		圧縮機、電動機、動力伝達装置、空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器、加熱器兼冷却器、冷暖房切替え弁、安全装置、制御盤及び付属品からなるものとする。	圧縮機、電動機、動力伝達装置、空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器、加熱器兼冷却器、冷暖房切替え弁、安全装置、制御盤及び付属品からなるものとする。	* 同左	* 同左	
(5) スクロール 圧縮機	(3) 圧縮機	スクロール圧縮機 全密閉式又は半密閉式とする。 また、容量制御には、吸入ガスの圧力若しくは冷水温度による自動制御とし、軽負荷起動装置兼ね備えたものとする。 内部に固定スクロール、旋回スクロール、クランク軸及び自動運転機能を有し、各摺動部及び圧縮室の潤滑を行えるもので、作動ガスが漏れないものとする。	スクロール圧縮機 全密閉式スクロール圧縮機 使用 * 容量制御機能なし	* 全密閉式スクロール圧縮機 * 標準のまま * 標準のまま	* 標準のまま * 標準のまま	

改定	作成照査設計検討	記入欄	仕様	平成10年版 郵政省仕様	WN57-868	1/7
----	----------	-----	----	-----------------	----------	-----

平成10年版 郵政省仕様書の対応表
 16.2.3.1 チリングユニット
 16.2.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット

平成10年版 郵政省建築設備工事標準仕様書		標準品仕様	対応内容	備考
(6) 電動機	製造者の標準仕様とする。			* 標準のまま
(7) 動力伝達装置	圧縮機の動力伝達装置は、電動機直結形とし、空冷式凝縮器用送風機の動力伝達装置は電動機直結形又はベルト駆動形(ベルトカバー付又はケーシング付)とする。	* 圧縮機:電動機直結形 (全密閉式圧縮機) * 送風機:電動機直結形		* 標準のまま * 標準のまま
(8) 凝縮器	形式及び構造は次による。 (ウ)空冷式凝縮器は、フイン付きコイル、送風機、電動機及びケーシングからなり、コイルの材質は、JIS H 3300(銅及び銅合金継目無管)のC 1020、C 1201又は、C 1220とし、フインの材質は、JIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)に規定する。AI成分が99%以上のものとする。 フインは、アクリル系樹脂被膜等による耐食表面処理を行う。 なお、フインに損傷のおそれのないように、適当な防護処置を施す。 ケーシングは、鋼板製又はガラス繊維強化ポリエチレン樹脂製で補強を施したものとする。 なお、鋼板製の場合は、鋼板の板厚を表16.2.5によるものとし、アクリル樹脂塗装、エポキシ樹脂塗装等の防錆処理を行う。	* コイル:JIS H 3300による C1220 * フイン:JIS H 4000による A1050 (AI成分は99.5%以上) * フインの表面は無処理 * フイン保護網:有 * 空冷式凝縮器のケーシング: :銅鋳製 最小板厚:1.0 mm		* 標準のまま * 標準のまま * アクリル樹脂系皮膜付 とする * 標準のまま
(6) 空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器	16.2.3.1(チリングユニット)の(8)凝縮器(ウ)によるほか、冬期に結霜が発生した場合に自動的に霜を除去する装置を備えたものとする。			* ヒートポンプユニットCAH形にはマイコン制御除霜装置(ホットガスリバース方式)を備える

改定	仕様番号	平成10年版郵政省仕様
	WYN57-868	2/7

平成10年版 郵政省仕様書の対応表
 16. 2. 3. 1 チーリングユニット
 16. 2. 3. 2 空気熱源ヒートポンプユニット

平成10年版 郵政省建築設備工事標準仕様書			標準品仕様	対応内容	備考
(9) 冷却器	(7) 加熱器兼 冷却器	円筒多管形冷却器にあつては、上記水冷式円筒多管形圧縮器による。 (8) 冷暖房 切替弁	* プレーシングプレート式 SUS316、銅	* 標準のまま	
(10) 安全装置	(9) 安全装置	電動ガス圧により作動する四方弁とし、確実に冷媒ガス管路の切替えを行えるもので、漏れのない構造とする。	* 差圧式四方弁: 有	* 標準のまま	
(11) 冷媒	(10) 冷媒	次の保護装置を備える。 (ア) 凝縮圧力の過上昇のとき、また、蒸発圧力の過低下(全密閉圧縮機使用の場合を除く。)のとき作動する圧力リレー (イ) 冷水及び冷却水の過度の減少又は断水のとき作動する断水リレー (ウ) 冷水の過冷却により作動するリレー (エ) 強制循環装置を有する圧縮機の、油圧低下により作動する油圧リレー(油圧が0.1MPa(1kgf/cm ²)を超える場合) (オ) 圧縮機用電動機の過熱により作動する保護サーモスタット又は圧縮機の吐出ガスサーモスタット (開放形圧縮機の場合を除く)	(ア) 高圧圧力開閉器: 有 低圧圧力開閉器: 有 (イ) 断水リレー: 無 (ウ) 凍結センサ: 有 強制循環装置を有さない (エ) 給油方式 (オ) 吐出ガス温度センサ: 有	(ア) 標準のまま (イ) 断水リレーを単体でユニットに付属し出荷する。 (ウ) 標準のまま (エ) 標準のまま (オ) 標準のまま	
(12) 保温保冷 及び塗装	(11) 保温保冷 及び塗装	特記による。 製造者の標準仕様とする。	* R407Cを使用	* 標準のまま	

改定	仕様番号	WYN57-868	平成10年版郵政省仕様
			3/7

平成10年版 郵政省仕様書の対応表
16.2.3.1 チリングユニット
16.2.3.2 空気熱源ヒートボンプユニット

		標準品仕様	対応内容	備考		
(14) 制御盤	(13) 制御盤	1. 6. 3(制御及び操作盤)による。	<p>機器に付属させる制御及び操作盤は、「電気事業法」「電気設備法」「電気設備基準」に規定する技術基準を定める省令及び「電気用品取締法」に定めるところによるものとし、製造者の標準仕様とする。ただし、各章で指定された機器及び特記により指定された機器は、表1.6.4により次の各項を適用する。なお、この場合は原則として製造者の標準附屬盤内に収納する。</p> <p>(1) 過負荷及び欠相保護装置は、電動機ごとに設ける。過負荷及び欠相保護装置とは、過負荷及び欠相による過電流が生じた場合に自動的にこれを阻止し電動機の損傷を防止できるものとする。</p> <p>(2) 電流計は、延長目盛電流計(赤指針付き)とし、電動機ごとに設ける。なお、1ユニットの設置(1ユニットに2台以上の電動機がある場合)の場合は一括で設けてよい。</p> <p>(3) 進相コンデンサーの容量は、200V電動機については電力会社の電気供給規程により選定するものとし、400V級及び高圧電動機については定格出力時ににおける改善後の力率を90%以上となるように選定する。</p> <p>(4) 表示灯等は、表1.6.5により設ける。</p> <p>なお、運転及び停止表示灯は電動機ごとに設けるものとし、保護継電器の動作表示は各保護継電器ごとに設ける。</p> <p>(5) 接点及び端子は、表1.6.6により設ける。さらに必要な接点及び端子を設ける場合は、特記による。</p> <p>(6) 制御及び操作盤の前面ホルダに、単線接続図等を具備する。</p> <p>(7) 機器に付属する制御及び操作盤の回路は「電気設備技術基準の解釈について」第237条の「小勢力回路の施設」に該当する場合は製造者の標準仕様とする。</p> <p>(8) 制御及び操作盤はドアを開じた状態で、充電部が露出してはならない。 なお、ドア裏面の押しボタン等感電のおそれのある構造のものは、感電防止の処理を施す。ただし、電気用品取締法の適用を受ける機器の盤は除く。</p>	<p>(6) 配線接続図貼付け (7) 標準のまま</p> <p>(6) 配線接続図貼付け (7) 小勢力回路の施設: 制御基板内および周辺接続回路に30V以下の小勢力回路を有する</p> <p>(8) 標準のまま</p> <p>(8) 充電部の露出なし</p>	<p>仕様番号</p> <p>WYN57-868</p>	<p>平成10年版 郵政省仕様</p> <p>4/7</p>
改定						

平成10年版 郵政省仕様書の対応表
 16. 2. 3. 1 チリングユニット
 16. 2. 3. 2 空気熱源ヒートポンプユニット

標準仕様	対応内容	備考
<p>(9) 運転時間計は、次の実運転時間(単位h)をデジタル表示するものとし、表示桁は、整数位5桁以上のものとする。</p> <p>(ア) ポイラーは、バーナーの実運転時間</p> <p>(イ) 吸收冷凍機及び直だき吸収冷温水機においては、溶液ポンプ及び冷媒ポンプの実運転時間(単体運転も含む。)</p> <p>(ウ) 上記以外の冷凍機は、圧縮機の実運転時間</p>	<p>圧縮機電動機出力合計 は30kW以下</p> <p>(1) 過負荷及び欠相保護装置 * 圧縮機: 過負荷リレー: 有</p> <p>* 送風機: 電動機の巻線 焼損保護用インナーサーモ : 有</p> <p>(2) 電流計: 無</p> <p>(3) 進相コンデンサー: 無</p> <p>(4) 運転時間計: 圧縮機運転時間には制御 盤内部の制御基板より 読み出し可能</p> <p>(5) 特記による</p> <p>(6) 標準のまま</p> <p>(7) 標準のまま</p> <p>(8) 標準のまま</p>	<p>* 標準のまま</p>

表 1. 6. 4 制御及び操作盤の構成

機材名	適用範囲	項目					
		過負荷及び 欠相保護装置	電流計	進相コンデンサー	表表示灯等	接点及び端子	運転時間計
チリングユニット 空気熱源ヒート ポンプユニット	圧縮機の電動機出 力の合計値が11kW を超えるもの	○	○	△	○	○	△
	圧縮機の電動機出 力の合計値が5.5kW 以上11kW以下の もの	○	○	△	○	○	△

- 注1. 各機材ごとに○印の項目を適用し、△印の項目の適用は特記による。
 2. *1は、圧縮機の電動機出力の合計値が37kW以上の場合は適用する。
 3. 0.2kW以下の電動機回路及び過電流遮断器の定格電流が15A(配線用遮断器の場合は20A)以下の単相電動機回路には、過負荷及び欠相保護装置を設けなくてよい。また、1ユニットの装置で電動機自体に有効な保護サーキットの焼損防止装置がある場合は、欠相保護装置を設けなくともよい。
 4. 0.2kW以下の電動機回路及び過電流遮断器の定格電流が15A(配線用遮断器の場合は20A)以下の単相電動機回路には、電流計を設けなくてもよい。

改定	仕様番号	平成10年版郵政省仕様 WYN57-868	5/7
----	------	--------------------------	-----

平成10年版 郵政省仕様書の対応表
16. 2. 3. 1 チリングユニット
16. 2. 3. 2 空気熱源ヒートポンプユニット

平成10年版 郵政省建築設備工事標準仕様書	標準仕様	対応内容	備考																																					
<p>5. 0.2kW未満の三相電動機には、進相コンデンサーを設けなくてもよい。 また、ユニットの装置全体で力率が定格出力時90%以上に確保できる場合は、部分的には全体として省略してもよい。</p> <p>6. 主回路用の電磁接触器は、電動機及び進相コンデンサーが無電圧になるように設ける。また、スタートルタ始動の場合も同様とする。</p>	<p>圧縮機電動機出力合計 は30kW以下</p> <p>(4)表示灯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">項目</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">機材名 適用範囲</th> <th>運転</th> <th>荷電表示灯</th> <th>安全回路表示灯</th> <th>異常表示灯</th> <th>異常警報アサーアラーム</th> <th rowspan="2">保護機器の動作表示</th> <th rowspan="2">保護動作表示</th> </tr> <tr> <th>(白色)</th> <th>(赤色)</th> <th>(緑色)</th> <th>表示灯</th> <th>表示灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チーリングユニット</td> <td>圧縮機の電動機出力の合計値が11kW を超えるもの</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>空気熱源ヒートポンプユニット</td> <td>圧縮機の電動機出力の合計値が5.5kW 以上11kW以下のもの</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目								機材名 適用範囲	運転	荷電表示灯	安全回路表示灯	異常表示灯	異常警報アサーアラーム	保護機器の動作表示	保護動作表示	(白色)	(赤色)	(緑色)	表示灯	表示灯	チーリングユニット	圧縮機の電動機出力の合計値が11kW を超えるもの	○	○		○		有	空気熱源ヒートポンプユニット	圧縮機の電動機出力の合計値が5.5kW 以上11kW以下のもの		○		○			<p>* 電源表示灯を追加する。 (表示灯窓を追加する。)</p> <p>* 運転表示灯を追加する。 (表示灯窓を追加する。)</p> <p>* 停止表示灯は無のままでする。 但し異常表示灯を追加する。 (表示灯窓を追加する。)</p> <p>* 表示灯窓を追加する。</p> <p>* 電源表示灯は20HP以上適用</p>	
項目																																								
機材名 適用範囲	運転	荷電表示灯	安全回路表示灯	異常表示灯	異常警報アサーアラーム	保護機器の動作表示	保護動作表示																																	
	(白色)	(赤色)	(緑色)	表示灯	表示灯																																			
チーリングユニット	圧縮機の電動機出力の合計値が11kW を超えるもの	○	○		○		有																																	
空気熱源ヒートポンプユニット	圧縮機の電動機出力の合計値が5.5kW 以上11kW以下のもの		○		○																																			

表1.6.5 表示灯等

機材名 適用範囲	運転 (白色) 表示灯	荷電表示灯 (赤色) 表示灯	安全回路表示灯 (緑色) 表示灯	異常表示灯	異常警報アサーアラーム	保護機器の動作表示	保護動作表示
チーリングユニット	○	○			○		
空気熱源ヒートポンプユニット	○				○		

- 注1. 各機材ごとに○印の項目を適用する。
 2. 安全回路表示灯とは、温度過熱防止装置又は耐震自動消化装置が作動した場合に消灯するものである。
 3. 1ユニットの装置の場合は、運転表示灯を一括としてもよい。また、1ユニットの装置で異常停止の表示がある場合は、停止表示灯を省略してもよい。
 4. 表示灯の色別は、表示灯の種別の表示があれば製造者の標準色としてもよい。
 5. 保護機器の作動が判別できる場合は、停止表示灯を省略してもよい。

改定	平成10年版 郵政省仕様 番号 WYN57-868	仕様 番号 6/7
----	---------------------------------	--------------

平成10年版 郵政省仕様書の対応表

16. 2. 3. 1 チリングユニット
16. 2. 3. 2 空気熱源ヒートポンプユニット

平成10年版 郵政省建築設備工事標準仕様書

表1. 6. 6 接点及び端子

機材名	接点及び端子項目							
	接点及び端子	送風機起動信号用	接点及び端子	運転状態表示用	接点及び端子	運転状態表示用	接点及び端子	運転時間表示用接点及び端子
チーリングユニット	○	○			○	○	△	
空気熱源ヒートポンプユニット								

注1. 各機材ごとに○印の項目の接点及び端子を取付ける。ただし、△印の項目の接点及び端子は、特記による。

標準品仕様	対応内容	備考
(5)接点及び端子	* 標準のまま	
* インターロック用端子	* 遠方発停用端子：有 * 運転状態表示用接点及び端子：有 * 故障状態表示用接点及び端子：有 * 運転時間表示用端子：無	* 標準のまま * 標準のまま * 標準のまま * 特記による
(14)付属品	(ア) * 圧力計 (M)CA(H)-P630D,750D:有 BAL-P630D,750D:有 その他:無 * 油圧計:無 (イ)基礎ボルト:無 (ウ)銘板:有	(ア)油圧0.1MPa 以下の為不要 (イ)基礎ボルトは 現地にて準備 願う
(15)付属品	(ア)付属品 次のものを備える。 (ア)圧力計及び油圧計(油圧計は必要な場合) (イ)基礎ボルト (ウ)銘板	一式 一式 一式 * 標準のまま * 標準のまま * 圧力計を追加する * 標準のまま (イ)標準のまま (ウ)標準のまま

改定	仕様番号	平成10年版郵政省仕様 WYN57-868 7/7
----	------	--------------------------------